

令和2年12月23日

市内高齢者施設施設長 様

千葉市保健福祉局
高齢障害部介護保険事業課長
保健所感染症対策課長

利用者へのPCR検査について（依頼）

貴職におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、様々な感染防止対策を講じていただいているところですが、あらためて当該感染症を正しく理解し、感染拡大を防ぐため、次の事項についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 入所者が新型コロナウイルス感染症以外の疾病等で入院した後、退院する際に、病院に対して「陰性証明書」の提示を求めることはお控えください。

福祉施設が新型コロナウイルス感染症以外の疾病等で入院した利用者の退院時の受入に際して、新規入所時と同様にPCR検査を行うことは、施設での感染防止を目的としている以上、否定されるものではありませんが、医療機関側に検査実施を求めることは適切ではありません。

PCR検査を経て施設に復帰させたいと考える場合には、退院の見込みが立った段階で、早めに施設側で医療機関と調整・協議をしたうえでPCR検査の手配を行い、施設側の負担で実施するようにしてください。

※この検査費用には、県又は市の助成制度があります。

（千葉県）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigojigyousha/coronasennkoukoukai.html>

（千葉市）千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金について

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/pcrkensakeihihojo.html>

上記のようにPCR検査を行った結果、仮に陽性となった場合には、新型コロナウイルス患者となりますので、施設への復帰ではなく、新型コロナ所定の医療機関に入院することとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症で入院した場合は、入所者が退院する際には、退院基準に従って他に感染させる恐れがないと判断された場合に退院しますので、PCR検査は不要です（この時点でPCR検査をした場合、他に感染させるおそれのないウイルスの残骸等が体内に残っていればそれが原因で陽性になります。）

2 保健所の調査により濃厚接触者と認定された入所者及びその者に関わる検査希望者のPCR検査の実施にご協力ください。

施設内感染を最小限に抑えるため、速やかにPCR検査を実施する必要があり、次の点についてご協力をお願いいたします。

① 施設内での嘱託医等による検体採取について

利用者に対するPCR検査のための検体採取が実施可能かどうか、嘱託医、協力医療機関、往診医等とあらかじめ協議をしていただくようお願いいたします。

② 検査対象者の医療機関等への移送について

利用者に対するPCR検査は、唾液検体による検査が困難な場合、鼻咽頭ぬぐい液を採取するため、医療機関等への移送が必要な場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)

■ 1 に関するお問い合わせ

介護保険事業課 電話 043-245-5256

■ 2 に関するお問い合わせ

感染症対策課 電話 043-307-6607